

平成31年4月から出産前後期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

平成31年2月1日以降に出産をした方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早めの届出をお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) から印刷するか、役場町民課窓口または函館年金事務所に備え付けてあります。

健康管理センターだより

「障がいがあっても自分に合った働き方が増えています」

記：保健福祉課 相談支援専門員 中村清貴

障がい者の法定雇用率が平成30年4月から引き上げになりました。

そのことによって障がい者を雇用する企業が増えており、障がい者の働き方が変わってきています。

通勤が困難な方でも自宅にいながらパソコンを活用し、時間や場所の制約を受けず、柔軟に働くことができる「テレワーク」が普及してきており、地方にいる障がい者の採用に力を入れている首都圏の企業が増えています。

テレワークは、自分一人で孤立して働くということではなく、会社とテレビ電話でつながり、会社の一員として働きます。朝礼や終礼もあります。障がいがあっても働くことをあきらめず、働き方の選択肢が一つ広がったと言えます。

また、障がいの程度に合わせた働き方として、障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスにより、一般企業で働くためのサポートをする就労移行支援や、一般企業で働くことが難しい人に働く場所を提供する、就労継続支援A型、B型を利用することができます。

これらの事業所には、備蓄用食品の工場やパン工房、クリーニング業、清掃業などがあり、一般企業へ就職した方もおります。

対象者は、身体、知的、精神障がい者や難病の方で、町に申請をして受給者証の交付を受けた方です。

■就労移行支援

一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要な知識や能力を向上するための訓練をおこないます。期間は2年間。

■就労継続支援A型

一般企業などで働くことが難しい人に支援を受けながら働く場所を提供し、必要な知識や能力を向上するための訓練をおこないます。雇用契約に基づき、最低賃金が保障されます。期間はありません。

■就労継続支援B型

一般企業などで年齢や心身の状態などにより、働くことが難しい人に支援を受けながら働く場所を提供し、必要な知識や能力を向上するための訓練をおこないます。作業分の工賃が支払われます。

期間はありません。

働きたいけどどうしたらよいかわからない方やご相談がありましたら、健康管理センターまでお問い合わせください。

仕事を持つことで、やりがいや生きがいを感じ、豊かで生き生きとした生活を送ることができるように、お手伝いができればと思っています。

■お問い合わせ

健康管理センター ☎01392-2-2122